

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日府政経運第423号)に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、令和3年1月1日(令和3年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9第1項に基づく別表第1の101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【提供】 情報提供しない【照会】 番号法第19条第8号に基づく別表第2の121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 臨時給付金課
②所属長の役職名	臨時給付金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-0032 大阪府枚方市岡東町12-1 ひらかたサンプラザ1号館5階502号室 枚方市 健康福祉部 臨時給付金課 TEL:072-841-1405
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	データの生成等にあたり、複数人での確認や上長による最終確認を行うなど適正な処理を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者情報については、給付金システムの要否判定に加えて、事業者や担当職員等、複数による確認等を行うことで適正な抽出を行い、必要と見込まれるもののみの情報連携を行うものとしていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月10日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長の役職名	①枚方市 健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課 ②健康福祉総合相談課長	①枚方市 健康福祉部 臨時給付金課 ②臨時給付金課長	事後	事務移管のため
令和7年9月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課 TEL:072-841-1401	郵便番号573-0032 大阪府枚方市岡東町12-1 ひらかたサンプラザ1号館5階502号室 枚方市 健康福祉部 臨時給付金課 TEL:072-841-1405	事後	事務移管のため
令和7年9月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	新規項目の追加のため
令和7年9月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	新規項目	データの生成等にあたり、複数人での確認や上長による最終確認を行うなど適正な処理を行う。	事後	新規項目の追加のため
令和7年9月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新規項目の追加のため
令和7年9月10日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	新規項目	対象者情報については、給付金システムの要否判定に加えて、事業者や担当職員等、複数による確認等を行うことで適正な抽出を行い、必要と見込まれるもののみの情報連携を行うものとしていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新規項目の追加のため